



LIFRE

Legal Information Flash Report
from MCLAW

発行：丸の内中央法律事務所
〒100-0005
東京都千代田区丸の内3-4-1
新国際ビル817区
TEL:03-3201-3404
FAX:03-3201-3434
URL:http://mclaw.jp
email: tsutsumi@mclaw.jp

改正消費者契約法及びダフ屋行為を禁止する法律 (いずれも本年6月施行)の概要をご紹介します。

◆消費者契約法の改正（令和元年6月15日施行）

消費者と事業者の交渉力等の格差に鑑み、消費者が保護される類型が追加されます。

1. 取り消し得る契約の拡大

次のような態様で消費者が勧誘を受け、困惑して契約してしまったときは、取り消すことができるようになります。

- ① 消費者が進学、結婚等の生活上の重要な事項や、容姿、体型等に関する重要な事項に関し**願望の実現に過大な不安**を抱いていることを知りながら、事業者がその**不安を煽り**、販売する物品、役務等が願望の実現に必要な旨を告げて契約に至ったとき（例：セミナー、エステ等）。
- ② 消費者が勧誘者に**恋愛感情その他の好意の感情**を抱き、勧誘者もそれを知りながら、契約締結しなければ関係が破綻することになる旨を告げて契約に至ったとき（例：デート商法等）。
- ③ 消費者が**加齢または心身故障により判断力が著しく低下していること**から生活維持に過大な不安を抱いていることを知りながら、不安を煽り、契約を締結しなければ現在の生活維持が困難である旨を告げて契約に至ったとき。
- ④ 消費者に対して**靈感その他の特別な能力による知見**として、消費者に重大な不利益が生ずる旨を示して不安を煽り、契約を締結することにより不利益が回避できるの実現に必要な旨を告げて契約に至ったとき（例：靈感商法等）。
- ⑤ **契約締結前に事業者が契約の実行に着手**してしまったり、契約締結のための**調査費等**を契約締結しない場合には**消費者に請求する旨**告げるなどして契約に至ったとき。

2. 重過失による不利益事実の不告知

従前、事業者が不利益事実を「故意」に告げなかった場合に取り消し得ることになっていましたが、「**重過失**」で告げなかった場合にも取り消し得ることになりました。

3. 事業者には有利な条項の無効

消費者の**後見等を理由とする解除の条項**及び事業者の**損害賠償責任の有無を事業者が自ら決めることのできる条項は無効**になります。

*

◇ダフ屋行為を禁止する法律が施行されます。

従来、チケット等の不正転売等は、各都道府県条例によって規制されていましたが、東京オリンピックの開催を控え、「特定興行入場券の不正転売の禁

止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律」が成立し、本年6月14日に施行されます。

1. 不正転売等の防止

特定興行入場券の**不正転売及び不正転売を目的とする特定興行入場券の譲受け**が禁止されます。

ここで、「**特定興行入場券**」とは、以下の要件を全て満たすものを言い、QRコードやICカードを入場券とする場合も含まれます。

- ① それを提示することにより**興行を行う場所に入場することができる証票**であること。
- ② **不特定又は多数の者に販売**されること。
- ③ 興行主等（興行の主催者、又は主催者の同意を得て入場券の販売を業として行う者）が、**販売時に、興行主の同意のない有償譲渡を禁止する旨を明示し、且つ、その旨を当該入場券の券面等に表示していること**。
- ④ 興行が行われる**特定の日時、場所並びに入場資格者又は座席が指定**されていること。
- ⑤ 興行主等が、販売時に、**入場資格者又は購入者の氏名及び連絡先を確認する措置を講じ、且つ、その旨を当該入場券の券面等に表示していること**。

また、「**不正転売**」とは、次の要件を満たす**特定興行入場券の販売行為**を言います。

- ① 興行主の**事前の同意を得ていないこと**。
- ② **業として行われる有償譲渡**であること。
- ③ **もとの販売価格を超える価格で販売**していること。

2. 違反した場合の罰則

1年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金、又はこれらの刑が併科されます。

3. 興行入場券の適正流通の確保に関する措置

その他、同法は、**興行主等、国及び地方公共団体**に対し、**興行入場券の適正な流通の確保に関する各種措置を講ずる努力義務**を課しています。

（友成、門屋）

法務トピックス

◆電子定款等の認証がテレビ電話方式でも可能に

平成31年3月29日、完全オンラインで、株式会社等の設立時に公証人が行う定款認証を行うことに可能にする「**指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令の一部を改正する省令**」が施行されました。従来、電子認証を受ける場合には、作成者本人又はその代理人が公証役場に赴き公証人の面前で本人確認手続が必要でしたが、改正により**一定の要件を満たす場合は、公証役場に行かなくてもテレビ電話で公証人の本人確認を得ることにより認証が可能となります**。